

議案第8号

みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、学校運営協議会の委員に対する報酬の額を定めるため必要があるからである。

みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題調査委員会委員の項の次に次の1項を加える。

学校運営協議会委員	日額 7,000円
-----------	-----------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行														
(報酬)															
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。															
2 略															
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 489 825 531">職名</th> <th data-bbox="828 489 1472 531">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="181 533 1472 573">教育委員会委員の項からいじめ問題調査委員会委員の項まで 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 575 825 615"><u>学校運営協議会委員</u></td> <td data-bbox="828 575 1472 615">日額 <u>7,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="181 617 1472 657">学校給食センター運営委員会委員の項以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	教育委員会委員の項からいじめ問題調査委員会委員の項まで 略		<u>学校運営協議会委員</u>	日額 <u>7,000円</u>	学校給食センター運営委員会委員の項以下 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 489 2136 531">職名</th> <th data-bbox="2139 489 2783 531">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1492 533 2783 573">同左</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1492 575 2783 615">同左</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	同左		同左	
職名	報酬の額														
教育委員会委員の項からいじめ問題調査委員会委員の項まで 略															
<u>学校運営協議会委員</u>	日額 <u>7,000円</u>														
学校給食センター運営委員会委員の項以下 略															
職名	報酬の額														
同左															
同左															
備考 略	備考 略														